

## 定款変更新旧対比表

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p>第1条 (商号) 当社は商号を五洋建設株式会社（英文ではPENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO., LTD.）という。</p> <p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (以下 省略)</p> <p>第3条 (本店所在地) 当社は本店を東京都文京区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4条 (公告) 当社の公告は、<u>電子公告によって行う。</u> ただし、<u>不測の事態により電子公告できない場合には</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) (現行どおり)</p> <p>第3条 (本店所在地) (現行どおり)</p> <p>第4条 <del>(機関)</del> <del>当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。</del></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><del>1. 取締役会</del></li> <li><del>2. 監査役</del></li> <li><del>3. 監査役会</del></li> <li><del>4. 会計監査人</del></li> </ol> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> ただし、<u>事故その他、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第二章 株式</b></p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は5億9,913万5,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条 <del>(株券の種類)</del> <del>当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</del></p> <p>第7条 (1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 当社の1単元の株式は1,000株とする。 2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係わる株券を</u>発行しない。<u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第8条 (名義書換代理人) 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2 <u>当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第二章 株式</b></p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は5億9,913万5,000株とする。</p> <p>第7条 <del>(株券の発行)</del> <del>当社の株式については、株券を発行する。</del></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の<u>単元株式数は1,000株とする。</u> 2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。</u></p> <p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>第9条 (氏名、住所、印鑑その他の届出)  <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>、<u>登録質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当社所定の名義書換代理人に届出なければならない。但し、署名の慣習ある外国人は、署名をもって印鑑に代えることができる。</u>  2 <u>前項の届出事項に変更が生じたときは、変更された事項を届出なければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第10条 (株式取扱規則)  <u>当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第10条 (株式取扱規則)  <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第11条 (基準日)  <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  2 <u>前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><b>第三章 株主総会</b></p>	<p><b>第三章 株主総会</b></p>
<p>第12条 (招集)  <u>当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第11条 (招集)  (現行どおり)</p>
<p>第13条 (招集者)  <u>当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。</u>  2 <u>取締役社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>第12条 (定時株主総会の基準日)  <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第13条 (招集権者および議長)  <u>当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。</u>  2 <u>取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第14条 (議長)  <u>株主総会の議長には取締役社長が当る。</u>  2 <u>取締役社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第15条 (決議)  <u>株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u>  2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>第14条 (決議の方法)  <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主（実質株主を含む。以下同じ。）の議決権の過半数をもって行う。</u>  2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(新設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第16条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2 前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を、<u>当社に提出しなければならない。</u></p>	<p>第16条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u> 2 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p>
<p>第17条 (議事録の作成及び備置) 株主総会の議事については、<u>議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印する。</u> 2 前項の議事録は、その原本を10年間本店に備置き、その謄本を5年間支店に備置く。</p>	<p>第17条 (株主総会議事録の作成および備置) 株主総会の議事については、<u>法令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p><b>第四章 取締役及び取締役会</b></p>	<p><b>第四章 取締役及び取締役会</b></p>
<p>第18条 (員数及び選任決議) 当社の取締役は3名以上とし、<u>株主総会において選任する。</u></p>	<p>第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、3名以上とする。</p>
<p>2 前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>第19条 (取締役の選任方法) <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p>
<p>第21条 (任期) 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第19条 (役付取締役及び代表取締役の選任) 当社は取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名を<u>選任</u>することができる。 2 代表取締役は取締役社長とし、他に取締役会の決議をもって代表取締役を<u>選任</u>することができる。</p>	<p>第21条 (役付取締役および代表取締役の選定) 当社は取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名を<u>選定</u>することができる。 2 代表取締役は取締役社長とし、他に取締役会の決議をもって代表取締役を<u>選定</u>することができる。</p>

現行定款	定款変更案
<p>第20条 (役付取締役の職務範囲) 取締役社長は会社業務の全般を統理する。 2 取締役社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役社長に代って業務を執行する。</p>	<p>第22条 (役付取締役の職務範囲) 取締役社長は、<u>会社業務の全般を統理する。</u> 2 (現行どおり)</p>
<p>第23条 (招集者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2 取締役社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) (現行どおり)</p>
<p>第24条 (招集通知) 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発することができる。但し、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。 (新設)</p>	<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。</u> 2 <u>取締役および監査役の前員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第25条 (決議) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。 (新設)</p>	<p>第25条 (取締役会の決議方法) (現行どおり)</p>
<p>第26条 (議事録の作成及び備置) 取締役会の議事については、<u>議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u> 2 前項の議事録は10年間本店に備置く。 (新設)</p>	<p>第26条 (取締役会の決議の省略) <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第27条 (取締役会議事録の作成および備置) 取締役会の議事については、<u>法令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成する。</u> 2 (現行どおり)</p>
<p>第22条 (報酬) 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。 (新設)</p>	<p>第28条 (取締役会規則) <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下、「報酬等」という。</u>) は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>第27条 (顧問及び相談役) 当社は、取締役会の決議をもって顧問及び相談役各若干名を置くことができる。</p>	<p>第31条 (顧問および相談役) (現行どおり)</p>
<p><b>第五章 監査役及び監査役会</b></p>	<p><b>第五章 監査役及び監査役会</b></p>
<p>第28条 (員数及び選任決議) 当社の監査役は3名以上とし、株主総会において選任する。</p>	<p>第32条 (監査役の員数) 当社の監査役は3名以上とする。</p>
<p>2 前項の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p>	<p>第33条 (監査役の選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第29条 (任期) 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第34条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第30条 (常勤監査役) 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>第35条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>第32条 (招集通知) 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発することができる。但し、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。</p>	<p>第36条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>第33条 (決議) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p>	<p>第37条 (監査役会の決議方法) (現行どおり)</p>
<p>第34条 (議事録の作成及び備置) 監査役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。 2 前項の議事録は10年間本店に備置く。</p>	<p>第38条 (監査役会議事録の作成および備置) 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成する。 2 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第39条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>第31条 (報酬) 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>第40条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	定款変更案
(新設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第41条 当社は、会社法426条第1項の規定により、  <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、  <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新設)	<h3>第六章 会計監査人</h3>
(新設)	<p><u>(会計監査人の選任)</u>  第42条 会計監査人は、株主総会にて選任する。</p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の任期)</u>  第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該株主総会において再任されたものとする。</p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u>  第44条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p>
<h3>第六章 計算</h3>	<h3>第七章 計算</h3>
<p>(営業年度及び決算期)  第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)  第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(配当金支払)  第36条 当社の株主配当金は、<u>毎決算期最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当等)  第46条 剰余金の配当等は、株主総会の決議によって<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p>
<p>2 前項の株主配当金が、<u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>(配当金の除斥期間)</u>  第47条 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

※ 現行定款 第四章第18条～27条、第五章第28条～34条については、変更案の条項数に対応させるため順序を入れ替えて表示している。